

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....（総務業務センター）	1
○土地改良区の役員の退任の届出.....（農業支援課）	2
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	2
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	3
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	3
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	3

告 示	
北海道告示第377号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成20年6月3日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	
ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）2台分に係る1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価	
イ 調達台数及び調達予定枚数	
2台及び1か月当たり66,000枚（2台分の調達予定枚数）	
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書による。
(3) 契約期間	平成20年8月1日から平成23年7月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
(4) 納入場所	入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年6月3日（火）から6月20日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道総務部行政改革局総務業務センター

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総務部行政改革局総務業務センター

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター）

- (2) 入札日時 平成20年7月2日（水）午前10時30分（送付による場合は、平成20年7月1日（火）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成20年2月19日付け北海道告示第95号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1か月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 204 - 5076

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copy machine (Maintenance services and consumable supply included, except staple and paper)

Lease of 2 copy machines Up to 66,000 copies a month

B . Bid tendering date and time :

10 : 30 A.M., July 2, 2008

(Mailed bids must arrive no later than July 1, 2008.)

C . Contact :

General Service Administration Center, Bureau of Administrative and Financial Reform,
Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku,
Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5076

北海道告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空知川上流土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成20年6月3日

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成20.4.16	理 事	辻 澤 勲	北海道知事 高 橋 はるみ 空知郡南富良野町字金山十梨別

北海道告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年6月3日

認可年月日	土地改良区名
平成20.5.23	厚沢部土地改良区
同	空知川上流土地改良区

北海道告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年6月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年6月3日

地区名	事業の種類	縦覧場所
斜里太陽	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きょ排水、土層改良)	北海道網走支庁
北見北	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水施設、区画整理、農用地造成、暗きょ排水、土層改良、農地保全)	同

北海道告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町・利尻富士町（以上2町について次の図の所在場所 示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第383号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を土別市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年農林水産省告示第690号のとおりである。

平成20年6月3日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不分明な者
- 檜山郡江差町字泊町409所在の森林について所有権を有する 小 田 徳太郎
- 檜山郡江差町字泊町412所在の森林について所有権を有する 菊 地 二三夫
- 檜山郡江差町字泊町413所在の森林について所有権を有する 泉 谷 リ セ
- 檜山郡江差町字東山228所在の森林について所有権を有する 辻 平太郎、
- 金 丸 忠 吉、小 薮 權太郎、伊 藤 市 蔵、加 藤 吉五郎、沢 見 石太郎
- (2) 掲 示 場 所 江差町役場
- 2(1) 所在が不分明な者
- 土別市朝日町登和里6062所在の森林について所有権を有する 加 藤 昇
- 土別市朝日町登和里5966、7165所在の森林について所有権を有する 矢 島 和 雄
- (2) 掲 示 場 所 土別市役所
- 3(1) 所在が不分明な者
- 上川郡美瑛町字ウバクベツ753の486所在の森林について所有権を有する
- 多 田 初 藏
- (2) 掲 示 場 所 美瑛町役場

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年6月3日

北海道教育庁石狩教育局長 宮 内 敏 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台
- 2 落札を決定した日
- 平成20年5月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
- 氏 名 NECリース株式会社

住 所 東京都港区芝5丁目29番11号

4 落札金額(1月当たりの単価)

137,529円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年4月4日付け北海道教育庁石狩教育局告示第25号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
